

2021

# 安全報告書



箱根登山バス株式会社

日頃より、箱根登山バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では「輸送の安全確保」を事業経営の最重要事項として掲げ、お客さまに安心してご利用いただけるよう、日々業務に取り組んでおります。

さて、この報告書は、道路運送法第 29 条の 3、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項および当社安全管理規程第 17 条の規定に基づき 2020 年度の輸送の安全に関する情報を公表するものです。本報告書をお読みいただき、皆さまからの忌憚のないご意見、ご感想をいただければ幸いです。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

箱根登山バスでは、輸送の安全を確保するため、以下のとおり社長および役員と全従業員が一丸となって運輸安全マネジメントに取り組んでおります。

### 《安全方針》

#### 1. 安全第一

お客さまの安全を最優先に社員一丸となって安全の確保に努めます。

#### 2. 法令の遵守

輸送の安全に関する法令および規則を遵守し忠実に職務を遂行します。

#### 3. 確認の励行

職務遂行にあたり推測ではなく、常に状況を確認し、安全行動に努めます。

#### 4. 情報の共有と開示

情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、全員で共有すると共に、積極的に公表します。

#### 5. 変革に挑戦

常に安全確保に向けた問題意識を持ち、PDCA サイクルの実施により変革に挑戦します。

箱根登山バス株式会社

取締役社長 野村 尚廣

(1) 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達および共有をします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

(2) 輸送の安全に関する目標と達成状況

① 2020 年度目標・実績

| 区 分  | 目 標       | 実 績       |
|------|-----------|-----------|
| 重大事故 | 0 件       | 0 件       |
| 有責事故 | 対前年 20%削減 | 対前年 19%削減 |

② 2021 年度目標

- ・重大事故 0 件
- ・有責事故件数対前年 20%削減

(3) 2020 年度重点施策の実施状況

① 飲酒運転の防止対策

- ・勤務前日の飲酒を禁止し、飲酒運転の防止に取り組んでいます。
- ・乗務前後の点呼時においてアルコール検査を実施しています。
- ・入社時研修等にて、アルコール問題をテーマとして取り上げ、飲酒運転防止インストラクターによる飲酒運転の防止教育に取り組んでいます。

② 健康状態等に起因する事故の防止

- ・健康状態や身体機能の低下が原因となり、事故を惹起する恐れのある運転士について、定期健康診断とは別に、精密検査や産業医との面談を実施することで、事故の未然防止に取り組んでいます。
- ・運転中に発症した場合に重大な事故を引き起こす可能性が高い脳血管疾患や、睡眠障害に起因する事故を防止するため、運転士の脳MRI 検診およびSAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査を計画的に実施しています。なお、2020 年度は一部の運転士に対し、脳MRI 検診を実施しました。

③ ヒヤリ・ハット情報の共有と活用について

営業所ごとの危険箇所情報やヒヤリ・ハット事例を収集・分析し、実際の映像や画像を活用しながら周知することで、危険に対する感性の向上とともに、潜在事故の見える化による事故防止を図っています。

④ 各月安全目標

月ごとに安全目標を掲げ、事故防止のために従業員一丸となって取り組んでいます。

|     |  |
|-----|--|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供を始めとする歩行者の安全の確保</li> <li>・貸切バスにおける全座席でのシートベルト着用の徹底</li> <li>・点呼時における健康状態の申告の徹底</li> <li>・日常点検整備および定期点検の確実な実施</li> <li>・スペアタイヤの点検強化と脱落防止</li> </ul>   |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量の減少時における漫然運転の防止と速度抑制の徹底</li> <li>・自転車に対する予測防衛運転の徹底</li> <li>・咳エチケットや手洗い、うがいの励行</li> <li>・点呼時における健康状態の申告の徹底</li> <li>・冷房シーズンインにともなう点検強化</li> <li>・ホイールボルト折損等による車輪脱落事故の防止強化</li> </ul>                    |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨天時における適切な速度での運行</li> <li>・二輪車に対する予測防衛運転の徹底</li> <li>・ディーゼル車による黒煙等の排出ガス対策</li> </ul>   |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「わき見運転」「ながら運転」などの不安全行動厳禁</li> <li>・アルコール検知事案の撲滅</li> <li>・適切な水分補給による熱中症の予防</li> <li>・貸切バス車内空調関係機器の点検強化</li> <li>・朝礼時における安全事項の指示の徹底</li> </ul>  |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発車時間」「経由」「行先」の確認とアナウンスの実践</li> <li>・目視およびミラーによる「ドアの開閉確認」と「指差呼称」の実践、『発車します』とお声がけして発車</li> <li>・急な「進路変更」「右折時の対向車の死角」など、二輪車に対する予測防衛運転</li> <li>・適切な水分補給による熱中症の予防</li> <li>・繁忙期における整備体制の強化、基本作業の励行</li> </ul> |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ながら運転」「すれ違い時の挙手挨拶」などの不安全行動厳禁</li> <li>・目視およびミラーによる「ドアの開閉確認」と「指差呼称」の実践、『発車します』とお声がけして発車</li> <li>・夕暮れ時における早めのライト点灯</li> <li>・大型車の車輪脱落防止対策</li> <li>・シートベルトの作動・状態の確認強化</li> </ul>                           |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「すれ違い時の挙手挨拶」など不安全行動厳禁</li> <li>・携帯情報端末の適切な使用</li> <li>・発車前の仕業表確認の徹底</li> <li>・整理・整頓・清掃で快適な職場づくり</li> <li>・大型車の環境対策強化（燃費の再確認、エンジン調整の強化）</li> </ul>  |

|     |   |
|-----|---|
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・すれ違い時の挙手挨拶禁止</li> <li>・意識付けした指差呼称の実施</li> <li>・見えない危険を予測し、危険感受性を高めた「かもしれない運転」の実践</li> <li>・夕暮れ時や雨天時の早めのライト点灯</li> <li>・車両の冬季対策を実施（暖房装置の点検強化）</li> <li>・車両消火設備の点検実施</li> </ul>           |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒運転根絶（勤務前日は飲酒しない）</li> <li>・意識付けした指差呼称の実施</li> <li>・見えない危険を予測し、危険感受性を高めた「かもしれない運転」の実践</li> <li>・車両の冬季対策の再点検</li> <li>・ボルトの緩みによるタイヤ脱落の点検強化</li> </ul>                                   |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発車時における作業手順の完全実施</li> <li>・交差点での『徐行・一時停止』による安全確認（歩行者・自転車との事故防止）</li> <li>・気象および道路状況に応じた安全速度の遵守と車間距離の確保</li> <li>・冬季特有の整備に対する点検強化</li> </ul>   |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発車前、仕業表での『出発時間・経由・行き先』の確認<br/>発車時、車内マイクで『出発時間・経由・行き先』のアナウンスを必ず実施</li> <li>・交差点での『徐行・一時停止』による安全確認（歩行者・自転車との事故防止）</li> <li>・気象および道路状況に応じた安全速度の遵守と車間距離の確保</li> <li>・車両の冬季対策の再点検</li> </ul> |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発車前、仕業表で『出発時間・経由・行き先』の確認<br/>発車時、車内マイクで『出発時間・経由・行き先』のアナウンスを必ず実施</li> <li>・交通法規の遵守</li> <li>・整備作業時における安全なスペースの確保</li> </ul>  |

#### （４）交通安全運動

年４回の交通安全運動期間中に下記の事項を実施し、経営トップのメッセージ伝達、重点施策についての指導、実施状況の把握などの取り組みを通じて、安全管理体制の維持・向上に努めました。

- ・春の全国交通安全運動（2020年4月6日～4月15日）
- ・夏の交通事故防止運動と輸送安全総点検（2020年7月10日～7月20日）
- ・秋の全国交通安全運動（2020年9月21日～9月30日）
- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検（2020年12月10日～2021年1月10日）

- ① 社長、安全統括管理者による職場巡視
- ② 本社管理部門・営業所管理職による早朝の点呼立会い
- ③ 整備部門担当者による車両の日常点検の立会い
- ④ 営業所管理職、運行管理者、本社管理部門による街頭指導
- ⑤ 運行管理委員会の開催
- ⑥ 地域の利用者に対する交通事故防止啓発活動への参加



職場巡視の様子

(5) 安全マネジメント体制を維持するために必要な教育について  
年間教育計画に基づき、以下の研修を実施しました。

① 全体研修

コロナ禍における全体研修として、感染防止対策を講じた上での小集団による研修を実施しました。2020年9月および11月の15日間で小田原ドライビングスクール講師による車内転倒防止と安全運転のポイント、指導主任運転士による事故発生時およびバスジャック対応訓練、教育担当による事故防止への取り組みについて教育しました。また2021年3月には交通法規遵守の重要性について教育しました。



② 月次教育

各営業所の運行管理者が月々のテーマ設定と資料作成を行い、所属の運転士に対して教育を実施しています。内容は自社および他社の事故事例を用いた発生原因と再発防止策の考察、健康管理の重要性、運転士が遵守すべき基本的事項、繁忙期にともなう事故・苦情防止など、多岐にわたり教材として採り上げています。

### ③ 安全運転訓練車の導入

大型自動車未経験者の採用が増加傾向にあることを踏まえ、大型二種免許取得後の基礎的な運転技術の向上と安全運転意識の醸成を図るため、2020年10月に「安全運転訓練車」を導入しました。この安全運転訓練車は安全に配慮しながら、効果的な研修を実施できるよう指導員用補助ブレーキや補助ミラー、3Dサラウンドマルチビューなどの安全装備を備えていて、車両全方位の安全確認が可能です。新規採用者をはじめとした運転士の運転技能向上を目的とした教育に活用しています。



安全運転訓練車 外観



補助ブレーキ・3Dマルチビュー

### ④ 職種別研修

- ・日々の安全運行や、運転士の健康管理に重要な役割を担う運行管理者について、業務に関連する法令および関係知識の向上を図りました。
- ・箱根湯本地区の旅館送迎バスの運行に従事する運転士、箱根湯本駅と箱根山内の宿泊施設を結ぶ手荷物配送業務に従事する従業員について、それぞれの業務に特化した安全運転教育を実施することによって、運転技術の向上を図りました。



### ⑤ 外部機関での教育

小田原ドライビングスクールにて、指導員やスキルアップを必要とする運転士を対象とした指導力・運転技能の向上、事故惹起者に向けた再発防止教習、高齢運転士を対象とした安全教育など、目的を特化した教育を適宜実施することによって、全社的な安全運転技術の向上を推進しています。

なお、例年実施している「安全運転中央研修所」「自動車テクニカルセンター」等への派遣研修については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止しました。

⑥ 冬季雪山・高速道路走行訓練

2021年2月には貸切業務に従事する運転士を対象に、実際の雪道を走行することによって、雪上での運転操作や車両動向を体感し、安全にお客さまを輸送するための準備作業や運転技術の向上、高速道路の走行方法の習得を目的とした訓練を実施しました。



⑦ 適性診断を活用した教育

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が提供する適性診断を受診させて、運転士個人が持つ運転特性を自覚させるとともに、診断結果をもとにした安全運転に対する教育を実施しています。

⑧ 基礎講習、一般講習、特別講習の受講

法令に基づき運行管理者などの対象者を派遣し、最新の安全知識および関係法令の習得、また安全に対する意識を向上させています。

⑨ エコドライブ講習会

早めのシフトアップや一定速度での走行を意識した試走を行い、消費燃料の抑制効果を計測する研修を実施いたしました。燃料の消費を抑えた運転は、燃料費節約による経済性向上や大気汚染防止などの効果のほか、交通事故の減少による安全性向上にも繋がることを学習しました。

⑩ 添乗指導

本社管理部門および営業所管理職、運行管理者、指導運転士、主任運転士が営業運転中のバスに添乗し、教育・研修の内容が実践されているか確認したうえで、運転技能や接遇についてフィードバックを行い、運転士一人一人のスキルアップと職場全体のレベルアップに取り組んでいます。

(6) 安全推進委員会の開催

毎月1回、社長、安全統括管理者ほか本社管理部門担当者および営業所所長、現業部門担当者をメンバーとして、安全推進委員会を開催しました。この会議において下記の項目についての検討、方針決定、情報共有と意見交換を実施しました。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画
- ② 関係法令および通達等の周知
- ③ 事件事例について発生原因と再発防止策
- ④ 教育の計画と実施



- ⑤ ヒヤリ・ハット情報
- ⑥ 輸送の安全に関する規則類の制定および改正について
- ⑦ その他必要事項

#### (7) 設備関係

輸送の安全に関する設備への投資の主なものは下記のとおりです。

- ① 新型車両導入 5両（大型車両4両、貸切車両1両）
- ② 安全運転訓練車導入 1両
- ③ デジタルタコグラフ一体型ドライブレコーダーへの代替
- ④ 勤怠システムの改修

#### (8) その他の安全への取り組み

##### ① 運転士の班活動

主任運転士をリーダーとして班を編成し、年間の事故防止に向けた目標の設定と振り返り、事故事例情報の共有と防止対策の意見交換などを行いました。

【設定した班別目標の例】

- ・車両後退時の接触事故防止
- ・ドア開閉時の安全確認
- ・経路ミス防止
- ・走行中の不安全行動による事故撲滅

##### ② 安全統括管理者職場巡回

6月および11月に安全統括管理者による職場巡回を実施し、現業係員との安全に関する意見交換を行いました。この時に出された意見をもとに、道路管理者等へ要望を出すなど安全な社会交通づくりに貢献しています。

##### ③ 過労運転防止への取り組み

事故につながる恐れのある過労運転について、日々の勤務状況を集計し把握することで、必要に応じて勤務の変更を行うなど、適切な労働時間の管理に努めています。また運行ダイヤの見直しや契約輸送を一部終了させるなど時間外労働の削減に取り組みました。

##### ④ モニター制度の活用

実際に当社のバスをご利用いただいているお客さまに、モニターとしてのご協力を得て、バス発進時の着席確認やドア開閉時の安全確認の状況、お客さまへのお声掛けなどの実施状況についてご報告いただき、安全確保のための基本動作の徹底、接客サービスレベルの向上に取り組んでいます。

##### ⑤ 大規模自然災害への備え

当社の運行エリアには、地震発生時における津波や箱根山の火山噴火、また大雨の際には河川氾濫や土砂崩壊等の様々なリスクが存在しています。そこで当社路線図と危険箇所を重ね、さらに避難場所を明示するなど独自のハザードマップを作成し、営業所および各車両に備え付けることで、各従業員がリスクを把握するとともに、有事の際の危険地域外への移動、お客さまを安全に避難誘導するためのツールとして活用しています。

##### ⑥ 危険なバス停の解消

横断歩道や交差点に近接しているなど理由から、交通事故の危険性が高いバス停につ

いて、道路管理者および地域の関係団体等との調整を図り、安全対策工事、バス停の移動・統廃合など推進し、危険バス停の解消に努めています。

⑦ 地域の合同消防訓練への参加

大規模交通災害に迅速に対応するため、県西地区の消防本部や関係機関との合同訓練に参加することにより、各機関間の情報共有と連携強化を図りました。



⑧ コンプライアンス意識の向上について

入社時研修等において、小田急箱根グループの従業員としての行動基準や社会的責任などについての教育を行い、コンプライアンス意識の醸成およびCSR活動実践のための行動力の向上に努めました。

⑨ 新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組み

- ・うがい・手洗い・手指消毒の励行、点呼時における体温測定・健康状態の確認、マスク着用の徹底、点呼台や運転席横への飛沫防止シートの取り付け、バス車内の換気・消毒、運転席後部の両側座席の使用休止、また定期観光バスにおいては、お客さまにも体温測定にご協力いただくなど様々な取り組みを行っています。
- ・貸切業務に携わる運転士を対象に、貸切バスにおける感染症予防対策や貸切バスの換気性能、新型コロナウイルス感染予防ガイドライン等について説明会を実施しました。



### 3. 輸送の安全に関する計画

#### (1) 教育計画

- ① 国土交通省が指針とする項目を網羅した年間教育計画を作成し、輸送の安全性向上を目的に全従業員を対象に実施します。
- ② 各事業所単位で、運行管理者が月々のテーマ設定と資料作成を行い、運行管理状況に

即した教育を全運転士に実施します。

- ③ 自動車教習所など外部機関との連携、外部研修機関への派遣などを通して、指導職にある従業員、事故惹起者、高齢運転士、スキルアップを必要とする運転士など、それぞれに必要な技能・知識を向上させることを目的とした特別な教育を実施します。
- ④ 安全運転訓練車を活用し、運転技能向上の教習に活用します。
- ⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団認定のエコドライブ講習会を実施します。
- ⑥ ドライブレコーダーの映像やデジタルタコグラフを活用し、事故防止教育や危険予知トレーニングを実施します。
- ⑦ 教育実施後の浸透度、習得度を把握するため、本社管理部門担当者、運行管理者等が添乗指導、街頭指導を実施します。
- ⑧ 運行管理者、補助者の飲酒運転防止インストラクターの資格取得を推進します。
- ⑨ ハンディキャップをお持ちのお客さまが、安心してバスをご利用いただけるようにサービス介助士の資格取得を推進し、専門的な知識を身につけることによって安全にお手伝いができるよう取り組みます。

## (2) 設備投資

2021年度に計画した設備投資の主なものは下記のとおりです。

- ① バリアフリー対応ノンステップバスを合計3両購入します。
- ② 安全運転訓練車の電子流量計を購入します。
- ③ 湯本営業所のシャトル用業務無線を代替えます。
- ④ 貸切部門のアルコールチェッカー機器を更新します。

## (3) 要員計画・健康管理

- ① 運転士の採用を強化し適切な要員の確保に努めます。
- ② 日々の勤務状況を集計し把握することで、過労運転が懸念される運転士には、勤務を変更するなど適切な労働時間の管理に努めます。
- ③ 健康状態の把握と管理

定期健康診断を通して社員の健康状態を把握するとともに、有所見者については健康保険組合等と連携し、生活習慣の見直しや治療開始・継続などのフォロー、また必要に応じて、精密検査や産業医との面談を実施することで、健康状態や身体機能の低下を原因とした事故の未然防止に努めます。

- ④ SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査・脳MRI検査の実施

運転士を対象としたSAS簡易検査および脳MRI検査を実施します。検査結果に基づき、精密検査から治療開始・継続までのフォローを行います。2021年度はSAS簡易検査、脳MRI検査ともに実施する予定です。

## (4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

この制度は、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取り組み状況について、公益社団法人日本バス協会が評価認定を行うものです。箱根登山バスは2016年・2018年と最高評価である「三ツ星」を取得したのに続き、2020年も「三ツ星」を取得しました。

#### (5) 交通安全運動

全国に展開される交通安全運動に会社として積極的に参加し、輸送の安全確保に努めてまいります。各運動期間中は経営トップの現場巡視に本社管理部門も同行することとで、運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

- ① 春の全国交通安全運動（2021年4月6日～4月15日）
- ② 夏の交通事故防止運動と夏季の輸送安全総点検（2021年7月10日～7月20日）
- ③ 秋の全国交通安全運動（2021年9月中旬～下旬）
- ④ 年末年始の輸送等に関する安全総点検（2021年12月中旬～2022年1月上旬）

#### (6) 職場巡回

安全統括管理者が定期的に現業を巡回し、現業係員と直接コミュニケーションを図ることにより、さまざまな情報を取得し、改善を図ることで安全施策の推進に取り組みます。

#### (7) 会議の開催

輸送の安全確保に関する情報共有、意思疎通を積極的に行うため、下記の会議を開催いたします。

- ① 安全推進委員会・・・毎月1回
- ② 運行管理委員会・・・年4回の交通安全運動期間前
- ③ 事故報告会・・・随時

#### 4. 国土交通省告示第1337号に基づき公表する安全情報

一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項【別紙1】

#### 5. 安全管理規程

安全管理規程 【別紙2】

#### 6. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙2「安全管理規定」内、安全管理組織体制および運輸部緊急時連絡系統図

#### 7. 安全統括管理者

常務取締役 村上 建喜

#### 8. 輸送の安全に関する内部監査および改善措置について

- (1) 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認

められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じます。

9. 輸送の安全性に関する実績と予算

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ実績額および予算は次のとおりとなります。

(単位：千円)

|           | 設 備 投 資 | 安全に対する費用 | 合 計     |
|-----------|---------|----------|---------|
| 2020 年度実績 | 182,696 | 20,392   | 200,753 |
| 2021 年度予算 | 75,000  | 27,620   | 102,620 |

10. 2020 年度事故統計 (自動車事故報告規則第二条に規定する事故)

|         |      |
|---------|------|
| 運 転 事 故 | 0 件  |
| 車 両 故 障 | 15 件 |

以 上

【別紙 1】

一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項（2021年3月31日現在）

1. 事業者ごとの情報

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| (1) 事業者名                        | 箱根登山バス株式会社          |
| (2) 代表者役職                       | 代表取締役社長             |
| (3) 代表者氏名                       | 野村尚廣                |
| (4) 許可年度                        | 2002年度              |
| (5) 主たる事務所の住所                   | 神奈川県小田原市東町 5-33-1   |
| (6) バス協会等への加入状況                 | 日本バス協会（神奈川県バス協会）に加入 |
| (7) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計 |                     |
| ・ 死亡事故件数                        | 0 件                 |
| ・ 重傷事故件数                        | 0 件                 |
| ・ 軽傷事故件数                        | 0 件                 |
| ・ 物損事故件数                        | 0 件                 |
| ・ 事故報告書提出件数                     | 0 件                 |
| ・ 健康起因事故件数                      | 0 件                 |
| (8) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置   |                     |
| ・ 直近 3 年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況     | 未実施(2021 年度実施)      |
| ・ 直近 3 年間の運輸安全マネジメントセミナーの受講状況   | 受講済                 |
| (9) 輸送の安全にかかわる内部監査について          |                     |
| ・ 今年度の実施回数                      | 1 回                 |
| ・ 監査結果（指摘の有無）                   | 無                   |
| (10) 安全統括管理者の選任年月日              | 2020 年 4 月 1 日      |

2. 営業所ごとの情報（貸切業務のある営業所）

(1) 小田原営業所（神奈川県所在）

① 運転者に係る情報

- |                  |      |
|------------------|------|
| ・ 正規雇用の運転者の人数    | 24 人 |
| ・ 正規雇用以外の運転者の人数  | 5 人  |
| ・ 正規雇用運転者の平均勤続年数 | 17 年 |

② 運行管理者に係る情報

- |              |      |
|--------------|------|
| ・ 運行管理者の人数   | 9 人  |
| ・ 運行管理補助者の人数 | 12 人 |

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

③ 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者の人数 1人
- ・ 整備管理補助者の人数 21人

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

④ 事業用自動車に係る情報（貸切登録車）

|    | 車両数 | 最古年式  | 最新年式  | 平均車齢  | ドラレコ<br>搭載車両 | ASV<br>搭載車両 | ASV<br>後付 | 主な運行態様   |
|----|-----|-------|-------|-------|--------------|-------------|-----------|----------|
| 大型 | 15台 | 2010年 | 2020年 | 6.2年  | 15台          | 13台         | 0台        | 観光輸送(昼間) |
| 中型 | 3台  | 2008年 | 2008年 | 13.0年 | 3台           | 0台          | 0台        | 学校・企業送迎  |
| 小型 | 3台  | 2004年 | 2007年 | 15.9年 | 3台           | 0台          | 0台        | 学校・企業送迎  |

(2) 湯本営業所（神奈川県所在）

① 運転者に係る情報

- ・ 正規雇用の運転者の人数 8人
- ・ 正規雇用以外の運転者の人数 6人
- ・ 正規雇用運転者の平均勤続年数 7年

② 運行管理者に係る情報

- ・ 運行管理者の人数 4人
- ・ 運行管理補助者の人数 6人

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

③ 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者の人数 1人
- ・ 整備管理補助者の人数 10人

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

④ 事業用自動車に係る情報（貸切登録車）

|    | 車両数 | 最古年式  | 最新年式  | 平均車齢 | ドラレコ<br>搭載車両 | ASV<br>搭載車両 | ASV<br>後付 | 主な運行態様 |
|----|-----|-------|-------|------|--------------|-------------|-----------|--------|
| 大型 | 0台  | —     | —     | —    | —            | —           | —         | —      |
| 中型 | 0台  | —     | —     | —    | —            | —           | —         | —      |
| 小型 | 2台  | 2015年 | 2016年 | 5.4年 | 2台           | 0台          | 0台        | その他    |

以 上

【別紙2】

# 安 全 管 理 規 程

箱根登山バス株式会社



# 安全管理規程

## 目次

|     |                             |   |
|-----|-----------------------------|---|
| 第1章 | 総則                          | 2 |
| 第2章 | 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等      | 2 |
| 第3章 | 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 | 3 |
| 第4章 | 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 | 4 |

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条2及び旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
  - (5) その他必要な責任者
- 2 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所を統括し、指導監督を行う。
  - 3 運行管理者は、統括運行管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内各案内所を統括し、指導監督を行う。
  - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対する対応する場合も含め、別紙(1)に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の病気その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難

になったとき。

- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は社長および役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙(2)に定める組織図による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

- 第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

- 第16条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のため必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。
- 2 社長は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該の目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、原則として外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

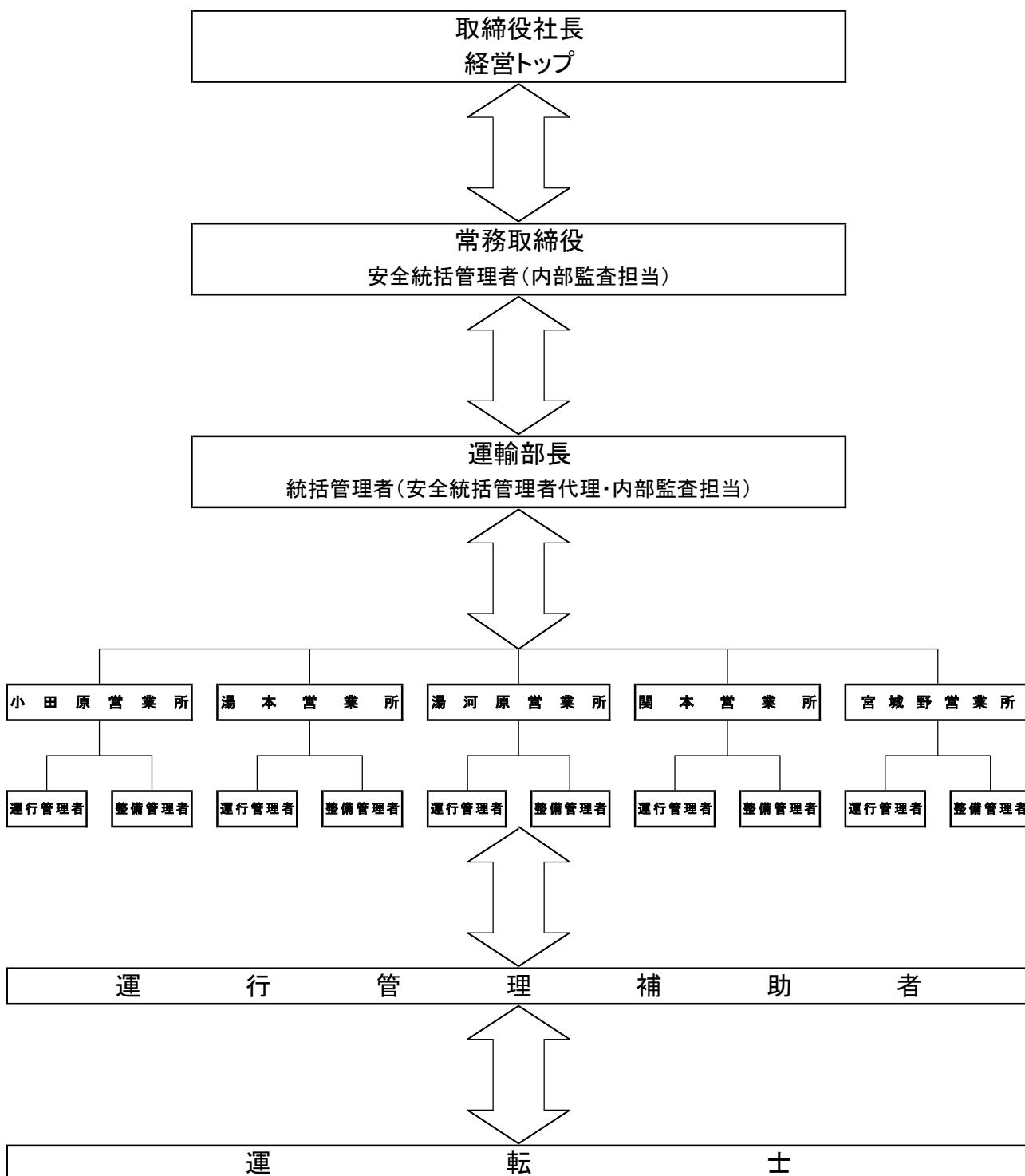
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の管理は運輸部とし、保存期間は5年間とする。

付則

この規程は、2006年10月1日より適用する。

# 安 全 管 理 組 織 体 制

箱 根 登 山 バ ス 株 式 会 社

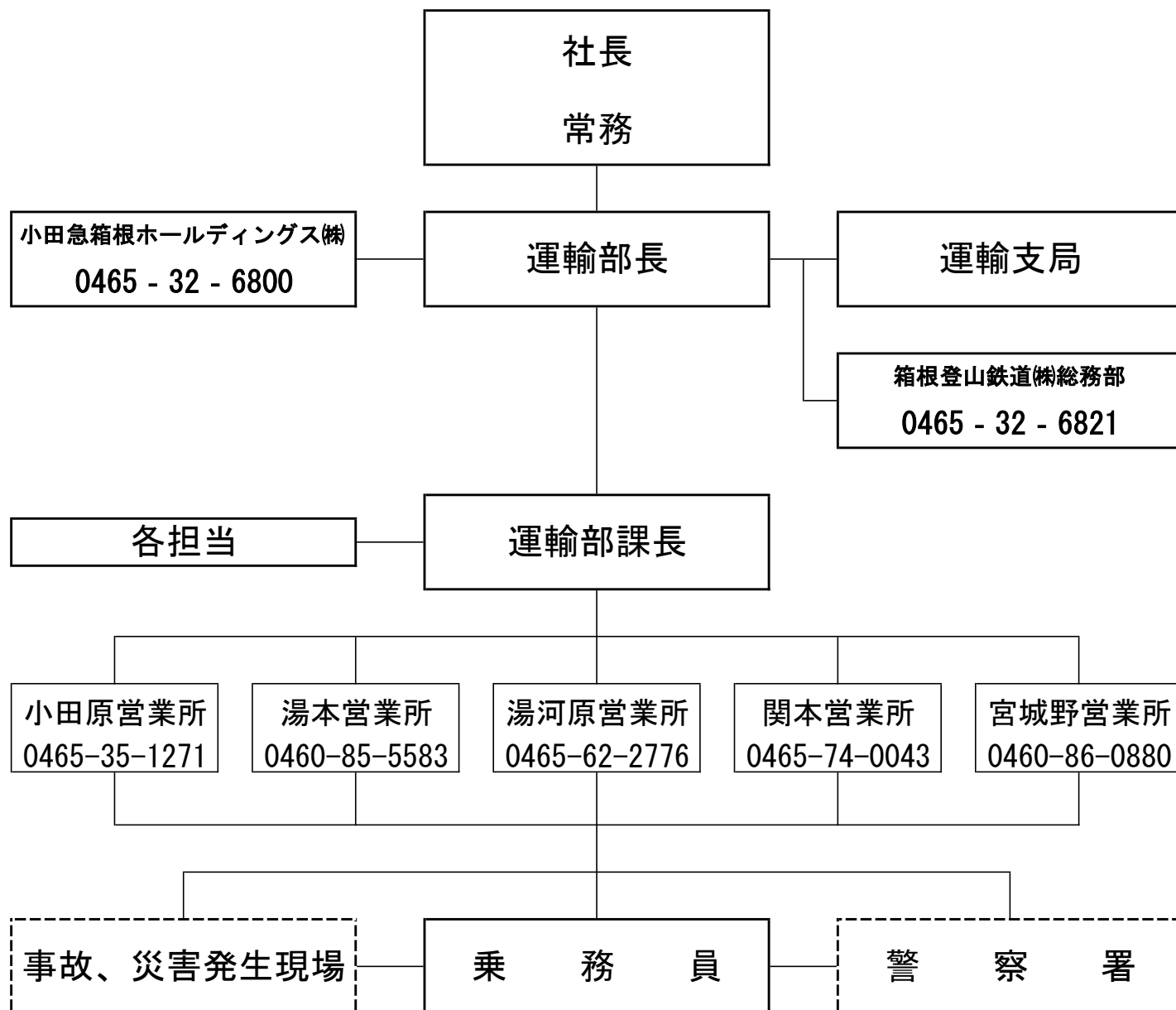


# 運輸部緊急時連絡系統図

箱根登山バス株式会社

神奈川県運輸支局（整備課）  
TEL. 045-939-6803  
FAX. 045-932-3228

静岡県運輸支局（整備課）  
TEL. 054-261-7622  
FAX. 054-262-4179



県西土木事務所（小田原土木センター）  
0465-34-4141  
県西土木事務所 0465-83-0331  
沼津土木事務所（御殿場支所）  
0550-84-6100  
熱海土木事務所 0557-82-9156

小田原警察署 0465-32-0110  
松田警察署 0465-82-0110  
御殿場警察署 0550-84-0110  
熱海警察署 0557-85-0110

訓練日： 7月10日（小田原安全の日）  
12月13日（湯河原安全の日） 本社休業日実施